

別紙 1

揮発油税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>地方揮発油税</u>の取扱い)</p> <p>第2条 <u>地方揮発油税</u>の取扱いについては、この通達を準用するものとする。</p> <p>(移出又は引取数量の測定)</p> <p>第31条 製造場から移出し、又は保税地域から引取る揮発油の数量の測定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取引等の数量を貯蔵タンクにおける収容量の増減によつて計量している場合には、当該貯蔵タンクから払出される揮発油の容量に基づいて測定する。</p> <p>(注) その測定に液面計を使用する場合における当該液面計の要件等については、昭和42年1月18日付間消3-1「揮発油の移出または引取等の数量の測定に液面計を使用する場合の揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の取扱いについて」通達によることに留意する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>(税額の計算)</p> <p>第38条 揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の税額は、<u>地方揮発油税法</u>（昭和30年法律第104号）第7条《申告及び納付等》の規定に基づき、別個に計算しないで併せて行う。</p>	<p>(<u>地方道路税</u>の取扱い)</p> <p>第2条 <u>地方道路税</u>の取扱いについては、この通達を準用するものとする。</p> <p>(移出又は引取数量の測定)</p> <p>第31条 製造場から移出し、又は保税地域から引取る揮発油の数量の測定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 取引等の数量を貯蔵タンクにおける収容量の増減によつて計量している場合には、当該貯蔵タンクから払出される揮発油の容量に基づいて測定する。</p> <p>(注) その測定に液面計を使用する場合における当該液面計の要件等については、昭和42年1月18日付間消3-1「揮発油の移出または引取等の数量の測定に液面計を使用する場合の揮発油税および<u>地方道路税</u>の取扱いについて」通達によることに留意する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>(税額の計算)</p> <p>第38条 揮発油税及び<u>地方道路税</u>の税額は、<u>地方道路税法</u>（昭和30年法律第104号）第7条《申告及び納付等》の規定に基づき、別個に計算しないで併せて行う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(税額の端数計算)</p> <p>第39条 揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の税額又はこれらの税についての還付金等を計算する場合における端数計算は、<u>地方揮発油税法</u>第14条《端数計算》の規定により、これらの税額の合算額（以下この条において「揮発油税額」という。）又は当該還付金等の合算額について行われるのであり、これらの税の附帯税又は還付加算金についても同様に処理するのであるから留意する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(納税申告書の記載事項等)</p> <p>第40条 納税申告書の記載事項については、次による。</p> <p>(1) 法第10条第1項第1号《移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告》に規定する「揮発油」には、指定用途外消費等された特定石化製品に係る揮発油を含み、次に掲げる規定の適用があつたものを含まない。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>ハ 所得税法等特例法第10条《揮発油税法及び<u>地方揮発油税法</u>の特例》ニ～リ (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(免税揮発油の引取りの事前承認)</p> <p>第52条 法第16条の4第1項《引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税》、租特法第89条の4第1項《引取りに係る揮発油の特定用途免税》又は同法第90条の2第1項《引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税》の規定による承認を与える場合において、同一の引取先に継続して引取りが</p>	<p>(税額の端数計算)</p> <p>第39条 揮発油税及び<u>地方道路税</u>の税額又はこれらの税についての還付金等を計算する場合における端数計算は、<u>地方道路税法</u>第14条《端数計算》の規定により、これらの税額の合算額（以下この条において「揮発油税額」という。）又は当該還付金等の合算額について行われるのであり、これらの税の附帯税又は還付加算金についても同様に処理するのであるから留意する。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(納税申告書の記載事項等)</p> <p>第40条 納税申告書の記載事項については、次による。</p> <p>(1) 法第10条第1項第1号《移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告》に規定する「揮発油」には、指定用途外消費等された特定石化製品に係る揮発油を含み、次に掲げる規定の適用があつたものを含まない。</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>ハ 所得税法等特例法第10条《揮発油税法及び<u>地方道路税法</u>の特例》ニ～リ (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(免税揮発油の引取りの事前承認)</p> <p>第52条 法第16条の4第1項《引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税》、租特法第89条の4第1項《引取りに係る揮発油の特定用途免税》又は同法第90条の2第1項《引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税》の規定による承認を与える場合において、同一の引取先に継続して引取りが</p>

改 正 後	改 正 前
<p>行われるときは、1年以内の適当な期間を指定し、かつ、次に定める条件を付けて、当該承認をあらかじめ与えて差し支えない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 前号の証明書をその提出期限までに提出しない場合には、直ちにその揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>を徴収すること。</p> <p>(駐留軍等用免税)</p> <p>第53条 所得税法等特例法第10条《揮発油税法及び<u>地方揮発油税法</u>の特例》、関税法等特例法第7条《内国消費税の免除》、国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》及び日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》の規定による揮発油税の免除については、別に定めるところによる。</p> <p>(注) 昭和35年9月27日付間消3—18「駐留軍用揮発油に対する揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の免除等の取扱いについて」通達及び昭和34年1月22日付間消3—4「日米相互防衛援助協定の規定に基く揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の免除の取扱いについて」通達を参照のこと。</p> <p>(未納税移出の承認範囲)</p> <p>第60条 法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定による承認は、次に掲げる場合で取締上支障がないと認められるときに限り与える。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次に掲げる揮発油を、最終の移入場所における貯蔵能力の不足、取引の中間に販売業者が介在する等の取引の実情その他の事情により、一時他の蔵置場へ移出する場合 イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 所得税法等特例法第10条《揮発油税法及び<u>地方揮発油税法</u>の特例》、日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払</p>	<p>行われるときは、1年以内の適当な期間を指定し、かつ、次に定める条件を付けて、当該承認をあらかじめ与えて差し支えない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 前号の証明書をその提出期限までに提出しない場合には、直ちにその揮発油税及び<u>地方道路税</u>を徴収すること。</p> <p>(駐留軍等用免税)</p> <p>第53条 所得税法等特例法第10条《揮発油税法及び<u>地方道路税法</u>の特例》、関税法等特例法第7条《内国消費税の免除》、国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》及び日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》の規定による揮発油税の免除については、別に定めるところによる。</p> <p>(注) 昭和35年9月27日付間消3—18「駐留軍用揮発油に対する揮発油税及び<u>地方道路税</u>の免除等の取扱について」通達及び昭和34年1月22日付間消3—4「日米相互防衛援助協定の規定に基く揮発油税及び<u>地方道路税</u>の免除の取扱について」通達を参照のこと。</p> <p>(未納税移出の承認範囲)</p> <p>第60条 法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定による承認は、次に掲げる場合で取締上支障がないと認められるときに限り与える。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次に掲げる揮発油を、最終の移入場所における貯蔵能力の不足、取引の中間に販売業者が介在する等の取引の実情その他の事情により、一時他の蔵置場へ移出する場合 イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 所得税法等特例法第10条《揮発油税法及び<u>地方道路税法</u>の特例》、日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》</p>

改 正 後	改 正 前
<p>戻し》及び国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》の規定による揮発油税の免除を受けるべき揮発油</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(「揮発油税の保全上特に不相当と認められる事情がある場合」の範囲等) 第61条の2 法第14条の2第4項に規定する「揮発油税の保全上特に不相当と認められる事情がある場合」の範囲は、次による。ただし、第2号から第4号に掲げる場合については、揮発油税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>2 令第6条第1項《未納税引取の承認の申請等》に規定する申請書(未納税引取承認申請書)には、未納税引取りの移入場所である製造場に係る揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>に関する納税証明書(国税通則法第123条第1項《納税証明書の交付等》に規定する納税証明書(当該申請書の提出の日以前1か月以内に交付を受けたものに限る。))で、納税額、納付すべき税額中未納の税額を証明事項とするものを添付させることとする。</p> <p>(給油所の指定及び取消し)</p> <p>第93条 租特法第90条の3第4項《移出に係る外国公館等用免税》に定める指定給油所の指定は、次に掲げるすべての条件を満たしている場合に限りこれを行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>2 租特法第90条の3第5項に規定する「揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不相当と認められる場合」とは、揮発油税法第27条《ほ脱犯等》の規定に該当して通告処分又は告発を受け、その犯則の手段、方法等からみて取締り上特に不相当</p>	<p>及び国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》の規定による揮発油税の免除を受けるべき揮発油</p> <p>(3)～(4) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(「揮発油税の保全上特に不相当と認められる事情がある場合」の範囲等) 第61条の2 法第14条の2第4項に規定する「揮発油税の保全上特に不相当と認められる事情がある場合」の範囲は、次による。ただし、第2号から第4号に掲げる場合については、揮発油税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>2 令第6条第1項《未納税引取の承認の申請等》に規定する申請書(未納税引取承認申請書)には、未納税引取りの移入場所である製造場に係る揮発油税及び<u>地方道路税</u>に関する納税証明書(国税通則法第123条第1項《納税証明書の交付等》に規定する納税証明書(当該申請書の提出の日以前1か月以内に交付を受けたものに限る。))で、納税額、納付すべき税額中未納の税額を証明事項とするものを添付させることとする。</p> <p>(給油所の指定及び取消し)</p> <p>第93条 租特法第90条の3第4項《移出に係る外国公館等用免税》に定める指定給油所の指定は、次に掲げるすべての条件を満たしている場合に限りこれを行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>2 租特法第90条の3第5項に規定する「揮発油税及び<u>地方道路税</u>に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不相当と認められる場合」とは、揮発油税法第27条《ほ脱犯等》の規定に該当して通告処分又は告発を受け、その犯則の手段、方法等からみて取締り上特に不相当と</p>

改 正 後	改 正 前
<p>と認められる場合等をいうものとする。</p> <p>(沖縄消費用揮発油の軽減税率の適用)</p> <p>第105条 沖特法第80条第1項第3号《内国消費税等に関する特例》に規定する揮発油については、沖特令第74条第1項《揮発油税及び地方揮発油税の軽減等》の規定により揮発油税及び地方揮発油税の軽減税率が適用されることに留意する。</p> <p>2 前項の軽減税率の適用を受けないこととされる沖特令第74条第4項に規定する「沖縄県の区域以外の本邦の地域へ移出する目的で揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油」とは、移出又は引取りのときに、最終的に本土に移出され、又は引き取られることが明らかな揮発油をいい、本土に直接移出されるものはもとより、輸送その他の都合により、いったん沖縄県の区域内にある蔵置場に移入され、その後本土に移出されるものもこれに含まれる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(本土から沖縄への沖縄消費用揮発油の未納税移出)</p> <p>第106条 沖特令第74条第1項《揮発油税及び地方揮発油税の軽減等》の規定の適用を受けるため、本土内にある製造場又は保税地域から沖縄県の区域内にある蔵置場に向けて移出され、又は引き取られる揮発油については、同条第5項の規定により、未納税移出又は未納税引取をすることができることに留意する。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(沖縄の蔵置場への沖縄内からの未納税移出)</p> <p>第107条 沖特令第74条第1項《揮発油税及び地方揮発油税の軽減等》の規定の適用を受けるため、沖縄県の区域内にある製造場から、前条第2項</p>	<p>認められる場合等をいうものとする。</p> <p>(沖縄消費用揮発油の軽減税率の適用)</p> <p>第105条 沖特法第80条第1項第3号《内国消費税等に関する特例》に規定する揮発油については、沖特令第74条第2項《揮発油税及び地方道路税の軽減等》の規定により揮発油税及び地方道路税の軽減税率が適用されることに留意する。</p> <p>2 前項の軽減税率の適用を受けないこととされる沖特令第74条第7項に規定する「沖縄県の区域以外の本邦の地域へ移出する目的で揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油」とは、移出又は引取りのときに、最終的に本土に移出され、又は引き取られることが明らかな揮発油をいい、本土に直接移出されるものはもとより、輸送その他の都合により、いったん沖縄県の区域内にある蔵置場に移入され、その後本土に移出されるものもこれに含まれる。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(本土から沖縄への沖縄消費用揮発油の未納税移出)</p> <p>第106条 沖特令第74条第2項《揮発油税及び地方道路税の軽減等》の規定の適用を受けるため、本土内にある製造場又は保税地域から沖縄県の区域内にある蔵置場に向けて移出され、又は引き取られる揮発油については、同条第8項の規定により、未納税移出又は未納税引取をすることができることに留意する。</p> <p>2～3 (同左)</p> <p>(沖縄の蔵置場への沖縄内からの未納税移出)</p> <p>第107条 沖特令第74条第2項《揮発油税及び地方道路税の軽減等》の規定の適用を受けるため、沖縄県の区域内にある製造場から、前条第2項に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に規定する蔵置場に向けて揮発油を移出する場合には、法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定による承認を与えるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(差額課税に係る納税申告)</p> <p>第108条 沖特法第81条第1項の規定により、揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の軽減を受けた揮発油に課される揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>は、当該揮発油を沖縄県の区域内から本土に向けて移出する日（同条第3項ただし書の規定の適用がある場合には、税務署長が納税申告書の提出期限として指定した日）までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(注) 揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の納期限は、法第12条第1項《移出に係る揮発油についての揮発油税の期限後申告による納付等》により、納税申告書の提出期限内と定められている。</p> <p>2～3 (省略)</p>	<p>規定する蔵置場に向けて揮発油を移出する場合には、法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定による承認を与えるものとする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(差額課税に係る納税申告)</p> <p>第108条 沖特法第81条第1項の規定により、揮発油税及び<u>地方道路税</u>の軽減を受けた揮発油に課される揮発油税及び<u>地方道路税</u>は、当該揮発油を沖縄県の区域内から本土に向けて移出する日（同条第3項ただし書の規定の適用がある場合には、税務署長が納税申告書の提出期限として指定した日）までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(注) 揮発油税及び<u>地方道路税</u>の納期限は、法第12条第1項《移出に係る揮発油についての揮発油税の期限後申告による納付等》により、納税申告書の提出期限内と定められている。</p> <p>2～3 (同左)</p>